

委員長修正案 平成22年7月28日修正

奈良県は、いにしえより「国のまほろば」と称され、飛鳥時代から奈良時代において都が置かれ、律令国家としての形を整えた「日本のはじまり」の地である。

また、明治4年に大和一円を統括した奈良県は、明治9年に堺県に合併され、更に明治14年には奈良県を含んだまま堺県が大阪府に合併されたが、大和選出の府会議員や有識者が中心となり、郷土の発展を願い、不屈の精神と熱烈な郷土愛にもえて奈良県再設置運動を繰り広げ、明治20年に再び奈良県を誕生させた歴史がある。

奈良県誕生に力を尽くした先人の郷土愛、さらに幾多の先輩の諸活動を受け継ぎ、奈良県議会は、これまで、県勢の発展のための活動を行ってきた。

現在、地域主権改革のさなかにあり、地方自治体の自己決定権が拡大するなど、地方自治を取り巻く環境が大きく変化しており、県民がより質の高い政策を選択できるように、県民の代表機関である議会は、県民の意見を聴き、県政に反映させる機能を発揮することが重要であり、また、議事機関として、及び知事その他の執行機関を監視する機関として、その責務を自覚し、真摯にその役割を果たすことが求められている。

このため、本県議会は、_____
_____ 県民の代表機関としてその信託にこたえられるよう、議会のあるべき姿を明らかにするとともに、県民に開かれた議会運営、議会の機能の強化及び議会改革に努め、地方自治の確立に向けて取り組むことを決意し、議会における最高規範として、この条例を制定する。

委員長修正案 平成22年9月1日修正

奈良県は、いにしえより「国のまほろば」と称され、飛鳥時代から奈良時代にかけて都が置かれ、律令国家としての形を整えた「日本のはじまり」の地である。

また、明治4年に大和一円を統括した奈良県は、明治9年に堺県に合併され、更に明治14年には奈良県を含んだまま堺県が大阪府に合併されたが、大和選出の府会議員や有識者が中心となり、郷土の発展を願い、不屈の精神と熱烈な郷土愛に燃えて奈良県再設置運動を繰り広げ、明治20年に再び奈良県を誕生させた歴史がある。

奈良県誕生に力を尽くした先人の郷土愛、更に幾多の先輩の諸活動を受け継ぎ、奈良県議会は、これまで、県勢の発展のために活動を行ってきた。

現在、地域主権改革のさなかにあり、地方自治体の自己決定権が拡大するなど、地方自治を取り巻く環境が大きく変化している。県民の代表機関である議会は、県民がより質の高い政策を選択できるよう、県民の意見を聴き、県政に反映させる機能を発揮するとともに、議決権を有する機関として、及び知事その他の執行機関を監視する機関として、その責務を自覚し、真摯にその役割を果たすことが求められている。

このため、本県議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、 県民の代表機関としてその信託にこたえられるよう、議会のあるべき姿を明らかにするとともに、県民に開かれた議会運営、議会の機能の強化及び議会改革に努め、地方自治の確立に向けて取り組むことを決意し、議会における最高規範として、この条例を制定する。

委員長修正案 平成22年7月28日修正

(基本理念)

第2条 議会は、公平かつ公正な議論を尽くし、また、その機能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立を目指すものとする。

2 議会は、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、議会の意思決定過程の透明性を高め、県民に開かれた議会運営を推進するものとする。

(政策調査会の設置)

第17条 議会は、県政の課題に関する調査を行うため、議決により、議員で構成する政策調査会を設置することができる。

2 政策調査会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

3 前2項の政策調査会に関し必要な事項は、議長がこれを定める。

(議会改革の推進)

第19条 議会は、地域主権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、議会改革の推進に関する基本的事項について調査研究するため、議会改革推進会議を設置することができる。

委員長修正案 平成22年9月1日修正

(基本理念)

第2条 議会は、県民を代表する機関として、その機能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立を目指すものとする。

2 議会は、多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた運営に努めるものとする。

3 議会は、地方自治を取り巻く環境その他の社会情勢が変化する状況の中にあつて常に県民の信託にこたえられるよう、議会改革を推進するものとする。

(政策検討会議の設置)

第17条 議会は、県政の課題に関して協議又は調整を行うため、議員で構成する政策検討会議を設置することができる。

2 政策検討会議は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

(議会改革の推進)

第19条 議会は、地域主権改革にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、議会改革の推進に関する基本的事項について協議又は調整を行うため、議会改革推進会議を設置することができる。